

大学図書館と著作権

筑波大学図書館情報メディア系

村井麻衣子

1 はじめに

科目概要

大学図書館活動に関する著作権法の基本的な考え方を確認し、インターネットの普及や学術情報流通の変化に伴う新たな動きと今後の方向性、展望などについて考える

本講義の目的

- ① 著作権法の基本的な事項の確認
- ② 大学図書館と著作権法に関する最近の動向を把握する
- ③ 図書館実務での著作権法との向き合い方について考える

2 著作権法の基本的な構造

図書館資料の多くは著作物

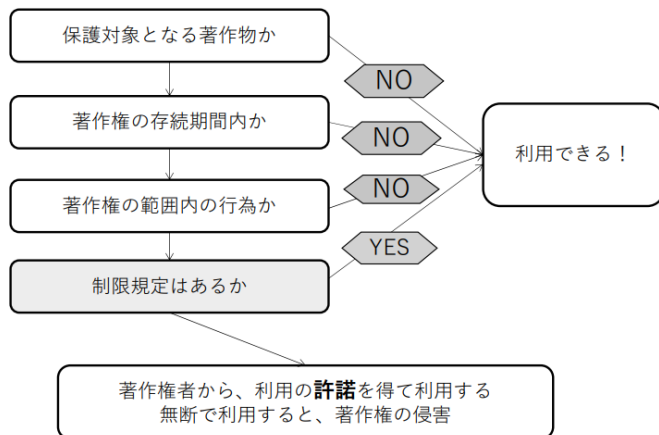
⇒ 存続期間を経過していないものについては著作権等への配慮が必要

- ・著作権の及ぶ行為：複製禁止権中心主義 + 公の使用行為（公衆送信など）
- ・著作権の制限規定
 - 私的複製（30条）、図書館等における複製等（31条）、引用（32条）、
 - いわゆる柔軟な権利制限規定 など
- ・著作権と著作者人格権

Cf. 平成30年著作権法改正

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

著作物を利用するための主なチェックポイント



3 大学図書館と著作権に関する最近の動向

① 平成 30 年著作権法改正

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

(1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
⇒いわゆる柔軟な権利制限規定の創設

(2) 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

⇒35 条（学校その他の教育機関における権利制限規定）におけるインターネット
対応

(3) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

(4) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

・ 35 条（学校その他の教育機関における権利制限規定）の改正

改正前：コピー（複製）、遠隔合同授業における公衆送信が可能

改正後：公衆送信が広く可能に＋補償金制度の導入

（改正前に無償とされていた複製及び遠隔合同での公衆送信、公の伝達は補償金不要）

・ 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）

<https://sartras.or.jp/>

年間包括料金（授業目的公衆送信を受ける学生 1 人当たりの額）⇒大学 720 円

・ ガイドライン（改正著作権法 35 条運用指針）

<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>

② 令和3年著作権法改正

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/

(1) 国立国会図書館による絶版等資料の個人向けインターネット送信

国立国会図書館が、一定の要件の下で、絶版等資料（絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料）利用者に対してインターネット送信することが可能となった

⇒令和4年5月19日 サービス開始

https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/individuals_index.html

(2) 図書館等による図書館資料の公衆送信

図書館等が、営利を目的としない事業として、利用者の調査研究の用に供するため、著作物の一部分（政令で定める場合等には全部）をメールなどにより直接送信すること（公衆送信のための複製、及び公衆送信）が可能となった

+ 補償金制度の導入

⇒令和5年6月1日 改正法の施行

・図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）の指定

<https://www.sarlib.or.jp/>

・図書館等公衆送信補償金の額の認可

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/93860201_01.pdf

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/sarlib-hoshokinkitei.pdf>

（補償金規定）

図書館資料の種類	補償金算定式	備考
新聞	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
定期刊行物 (雑誌を含む。)	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
本体価格が明示されている図書	本体価格を総頁数で除し、 公衆送信を行う頁数と係数 10 をそれぞれ乗ずる	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする
上記以外 (本体価格不明図書・脚本/台本含む 限定頒布出版物・ 海外出版物等)	1 頁あたり 100 円	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする

(注) 見開きで複写を行い、図書館等公衆送信を行う場合は、2 頁と数える。

・「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」（図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会）

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/31guidelines230530.pdf>

⇒複製サービス及び公衆送信サービスの双方に適用（ただし複製サービスの実施について実質的な変更を行うものではない）

全部利用が可能な著作物

- （１）政令による指定
 - （２）国等の周知目的資料
 - （３）発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
- イ 公衆送信サービス 発行後１年間（ただし、新聞については次号が発行されるまでの期間）
- …

利用対象外となる図書館資料（法第３１条第２項ただし書）

- ・法第３１条第２項ただし書に該当するものとして、SARLIB から各特定図書館等に対し除外資料として指定されたもの
 - ・楽譜の出版物（各特定図書館等での分類基準等による）
 - ・地図の出版物（同上）
 - ・写真集、画集（同上）
- その他、発行後相当期間経過前の定期刊行物及び各特定図書館等において公衆送信を行うことが不相当と認められた資料

・その他の資料

日本図書館協会 > 委員会 > 著作権委員会 > 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

★図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会（第３回）議事概要および資料（資料：2023.5.31 掲載）

・資料 2-1 図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン（令和５年５月 30 日制定）

・資料 2-2 図書館等公衆送信補償金規程（令和５年３月 29 日認可）

・資料 2-3 図書館等公衆送信補償金の額の認可に関する留意事項について（通知）

*・資料 2-4 図書館等公衆送信サービスに係る特定図書館等及び利用者に求められる要件等について

* ・資料 2-5 事務処理等スキーム分科会合意事項

日本図書館協会 > 委員会 > 著作権委員会 > 図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会

<http://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/988/Default.aspx#2110>

・説明会関連資料

③ 令和 5 年著作権法改正

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00048.html

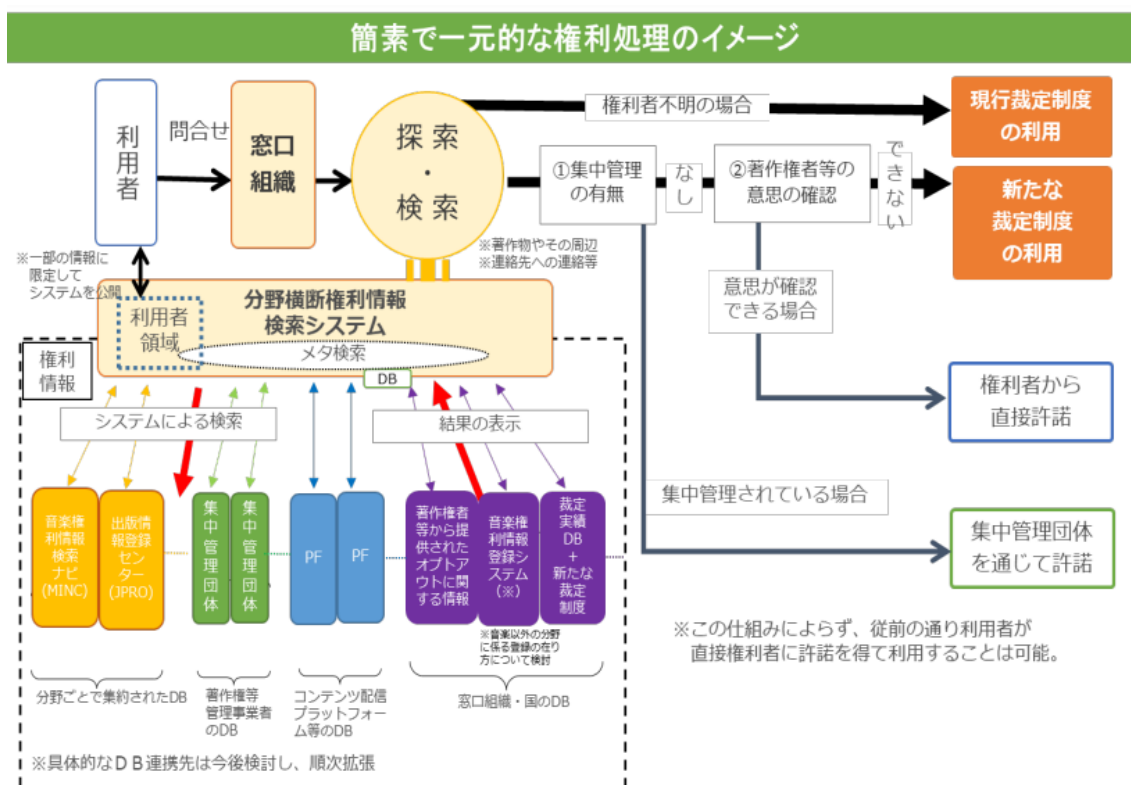
令和 5 年 5 月 17 日成立、5 月 26 日公布

(1) 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

(施行期日：公布日から 3 年を超えない範囲内で政令で定める日)

簡素で一元的な権利処理⇒未管理公表著作物等の利用

- ・利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化
- ・窓口組織（民間機関）による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化



「知的財産推進計画 2023（概要）」より

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2023_gaiyou.pdf

(2) 立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

(施行期日：令和6年1月1日)

・立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できる(42条)

④ 「オープンサイエンス時代におけるにおける大学図書館の在り方について」

https://www.mext.go.jp/content/20230325-mxt_jyohoka01-000028544.pdf.pdf

4つの側面からの検討：(1) 今後の大学図書館に求められる教育・研究支援機能や新たなサービスについて、(2) 上記支援機能やサービスを実現するための情報科学技術及び「場」としての大学図書館の効果的な活用について、(3) 上記機能やサービスの実現に求められる人材について、(4) 大学図書館間の効果的な連携について

2 オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について

- 教育・研究の現場におけるDXにより、大学図書館には利用者の環境などを踏まえた最適な形態での教育・学習リソースの提供を可能にすることが求められていることから、大学の教育・研究推進体制全体の中での位置付けや役割を意識しながら、その機能について検討していく必要がある。
- また、これまで議論された「電子図書館」構想を更に進め、コンテンツのデジタル化を経た結果として意識される、運営やサービス、職員の知識やスキルの変革などを内包する形で自身のDXを推進する「デジタル・ライブラリー」として、大学の様々な活動を支えていく必要がある。

・オープンサイエンス：主に公的研究資金を用いた研究成果について、学术界はもとより産業界及び社会一般から広く容易なアクセス・利用を可能にすることで、知の創出に新たな道を開くとともに、イノベーションの創出につなげることを目指した新たなサイエンスのあり方のこと。核となるのは、オープンアクセスと研究データのオープン化である。

・DX(デジタル・トランスフォーメーション)：「情報技術の浸透が人々の生活にもたらす良い方向への変革」を意味する語。本審議のまとめの文脈では、大学が、ビッグデータと様々なデジタル技術の活用を通して、業務プロセスの効率化を図るだけでなく、教育・研究そのものを変革するとともに、組織風土についても改革し、新しい価値を創造することで、大学の研究力や教育力を強化すること。

・デジタル・ライブラリー：1990年代に盛んに議論された「電子図書館」構想を更に進めたものであり、コンテンツのデジタル化を経た結果として意識される、運営やサービス、職員の知識やスキルの変革などを内包する形で自身のDXを推進する大学図書館のこと。

<今後の大学図書館に求められる教育・研究支援機能や 新たなサービスについて>

○ 一方、教育のDXに関連して、情報通信技術を用いた遠隔教育等においても教育の質を保つために、また反転授業などの新たな教育手法に対応するために、多様な著作物を教材として円滑に利活用できるよう、授業目的公衆送信補償金制度が2020年に創設されたところである。教員や学生が安心して著作物を授業において利活用できるようにするには、日頃著作物を扱い、著作権法について知識のある大学図書館が、DX時代の情報リテラシー教育としての著作権教育や個別の事例についてのコンサルテーションを担当することも考えられる。

○ このほか、デジタル化資料の長期保存やバックアップとしての紙資料の保存への対応、デジタル化資料を取り扱う際のライセンス契約との関係についても留意が必要である。また、大学図書館に求められる機能やサービスの変化に伴う著作権への対応については、その権利等に配慮するほか、必要に応じて各種制度の在り方等について提言を行うことが求められる。

4 おわりに -著作権法との向き合い方-

- ① 実務における著作権侵害の判断について
 - ・法解釈について
- ② これからの図書館に求められること
 - ・著作権法と第三の波⇒著作権法の時代的变化
 - ・著作権法における少数派バイアスの問題⇒組織化されにくい利益=ユーザーの利益が立法に反映されにくいという構造的課題
 - ・ソフトロー策定における関係者協議等の課題
 - ⇒著作権法の立法・運用へのより積極的な関与

【参考条文】

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。（以下略）

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目

的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

3 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

- 一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。
 - 二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。
 - 三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
 - 四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
- 4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。
 - 5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。
(以下略)

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。(以下略)

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演

し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

【参考ウェブサイト】

文化庁 <https://www.bunka.go.jp/index.html>

著作権情報センター <https://www.cric.or.jp/>

日本図書館協会 <https://www.jla.or.jp/>

国公私立大学図書館協力委員会(JULIB) <https://julib.jp/>

【参考文献】

田村善之『著作権法概説』（有斐閣）

中山信弘『著作権法』（有斐閣）

島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門』（有斐閣）

加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター）

小泉直樹ほか『条解著作権法』（弘文堂）

作花文雄『詳解著作権法』（ぎょうせい）

黒澤節男『Q&A で学ぶ図書館の著作権基礎』（太田出版）

名和小太郎＝山本順一編『図書館と著作権』（日本図書館協会）

日本図書館協会著作権委員会『図書館サービスと著作権』（日本図書館協会）

鍵水三千男『図書館と法』（日本図書館協会）

永田治樹編著『図書館制度・経営論』（日本図書館協会）

（平成 30 年著作権法改正）

文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）について」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3(2021)年度版）

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221

改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度）初等中等教育における特別活動に関する追補版

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishintsuiho_20211109.pdf

澤田将史「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年改正）の概要」知財ぷりずむ 193 号（2018 年）1 頁

上野達弘「平成 30 年著作権法改正について」高林龍＝三村量一＝上野達弘・編『年報知的財産法 2018-2019』（日本評論社・2018 年）1 頁

今村哲也「新法解説 平成 30 年著作権法改正の概要」法学教室 458 号 (2018 年) 57 頁
松田政行・編、澤田将志=土肥一史=大野雅史=高橋真人・著『著作権法コンメンタール別冊 平成 30 年・令和 2 年改正解説』(勁草書房・2022 年)
井上由里子「教育 ICT 化推進と著作権の権利制限－著作権法 35 条改正について」Law&Technology81 号 (2018 年) 1 頁
井上由里子「ICT 活用教育と著作権の制限」ジュリスト 1525 号 (2018 年) 32 頁
今村哲也「著作権法第 35 条に関する法改正について ー国会での審議内容を踏まえて」1154 号 (2019 年) 62 頁
今村哲也「教育現場における著作物利用と著作権」コピライト 726 号 (2021 年) 2 頁
小嶋崇弘「教科書やウェブ情報のコピーはどこまで許されるのか ー学生の立場から」法学セミナー794 号 (2021 年) 8 頁
酒井麻千子「オンライン授業等での著作物利用 ー教員の立場から」法学セミナー794 号 (2021 年) 13 頁
上野達弘・編『教育現場と研究者のための著作権ガイド』(有斐閣・2021 年)

(令和 3 年著作権法改正)

文化庁「令和 3 年通常国会 著作権法改正について」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/

文化審議会著作権分科会『図書館関係の権利制限規定の見直し (デジタル・ネットワーク対応) に関する報告書 (令和 3 年 2 月)』

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201_03.pdf

川崎祥子「令和 3 年著作権法改正の国会論議 ー図書館関係の権利制限規定の見直しと放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化ー」立法と調査 437 号 (2021 年) 64 頁

https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2021pdf/20210730064.pdf

福林靖博「令和 3 年著作権法改正と国立国会図書館による絶版等資料の個人への送信について」情報の科学と技術 72 巻 3 号 (2022 年) 82 頁

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/72/3/72_82/_pdf/-char/ja

生貝直人「図書館等のデジタル・ネットワーク対応」ジュリスト 1565 号 (2021 年) 29 頁

池村聡「令和 3 年著作権法改正について」高林龍=三村量一=上野達弘編『年報知的財産法 2021-2022』(日本評論社・2021 年) 1 頁

城所岩生「図書館関係の権利制限規定の見直し」IM2021 年 11・12 月号 24 頁

https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/im-pdf/2021_11_12IM.pdf

村井麻衣子「令和 3 年著作権法改正 ーインターネットを通じた図書館資料へのアクセスの容易化と放送番組の同時配信等における権利処理の円滑化」法学教室 494 号 (2021

年) 58 頁

二瓶優「著作権法 31 条 1 項 1 号に基づく複写に関する課題の検討 令和 3 年著作権法改正に関する文化審議会著作権分科会の議論を踏まえて」現代の図書館 59 巻 3 号 (2021 年) 169 頁

伊藤真「著作権法 31 条の改正とそれに伴うガイドライン等の作成について」コピーライト 61 巻 730 号 (2022 年) 2 頁

村井麻衣子「未来の図書館と著作権法のあり方の検討に向けてー令和 3 年著作権法改正の意義と課題ー」未来の図書館研究所編『図書館とポスト真実』(樹村房・2022 年) 143 頁

南亮一「図書館における著作物の送信に関する著作権法の改正の意義ーこれまでの経緯を踏まえてー」専門図書館 308 号 (2022 年) 2 頁

https://researchmap.jp/ryoichiminami/published_papers/37601041

山本順一「グローバルな視座から 図書館と著作権法上の均衡異常」専門図書館 308 号 (2022 年) 21 頁

鈴木康平「入手困難資料へのアクセスの容易化に係る令和 3 年改正著作権法の検討」図書館情報メディア研究 20 巻 1 号 (2022 年) 1 頁

<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/records/2005746>

小池信彦「著作権法第 31 条の改正で変わる図書館サービス」図書館界 74 巻 2 号 (2022 年) 72 頁

小池信彦「令和 3 年改正著作権法と図書館サービスー図書館資料公衆送信サービスの動向」ほすびたるらいぶらりあん 47 巻 1 号 (2022 年) 28 頁

澤田将史「専門図書館と著作権 2022 ～令和 3 年著作権法改正の概要～」専門図書館 2022 全国研究集会特別号 (2022 年) 43 頁

糸賀雅児「図書館等公衆送信サービスをめぐる疑問と提言」図書館雑誌 117 巻 1 号 (2023 年) 44 頁

南亮一「著作権法第 31 条はどう改正されたか?ー個人送信サービスと図書館公衆送信サービスを中心に」みんなの図書館 549 号 (2023 年) 33 頁

https://researchmap.jp/ryoichiminami/misc/41360122/attachment_file.pdf